

契約ゴルフ場の利用手続き

1. 利用される方は、予めゴルフ場に予約を行い、その後利用するゴルフ場名・利用日及び利用者名をいわて医師協同組合へご連絡ください。
2. いわて医師協同組合から利用される方へ利用券を発行いたします。
3. 利用の際は、ゴルフ場に予め利用券を提出し、精算の際割引料金を差し引いてお支払い下さい。
4. 利用の際、他の割引券、優待券等との併用はできません。
5. 利用回数は、各ゴルフ場一年度内1人5回まで利用できます。
6. 契約ゴルフ場の会員の方は、ご利用できません。

お願い

- *予約取消の場合は、必ず利用券をいわて医師協同組合にお返してください。
- *利用券に記入されている方は、いわて医師協同組合の福利厚生事業加入者です。後記入等はできません。

いわて医師協同組合契約ゴルフ場一覧

施設名	住所	電話
盛岡ハイランドカントリークラブ	盛岡市猪去釈迦堂44-3	019-659-1234
八幡平カントリークラブ	岩手郡雫石町鶯宿温泉	019-695-2326
ローズランドカントリークラブ	岩手郡岩手町一方井1-120-1	0195-62-6111